

業種別手続きシート(農業)

免税の要件

対象となる方
・ 農業を営む者 ・ 委託を受けて農作業を行う者で、農作業のうち基幹的な作業の全ての委託を受けて農作業を行う者
対象となる用途
農業の用に供する機械のうち、道路運送車両法の規定による登録(ナンバープレート)を受けていないものの動力源の用途
対象となる機械
・ 動力耕うん機等整地用機械(トラクター等) ・ 栽培管理用機械(施肥用機械、播種機等) ・ 収穫調整用機械(脱穀機、粃すり機等) ・ 畜産用機械(飼料粉碎機、飼料配合機械等)

申請に必要な書類等

1 免税軽油使用者証交付申請手続き(有効期間は3年以内)

①	免税軽油使用者証交付申請書(第16号の16様式)
②	誓約書(第16号の18様式)
③	市町村農業委員会の発行する耕作面積証明書
④	新規登録する場合は、機械の契約書、納品書、購入先の発行する販売証明書等 (購入時期が古く証明書等がとれない場合は、使用機械の全体写真及び型式プレート部分写真を各1枚) 再登録する場合は、使用機械の全体写真及び型式プレート部分写真各1枚
⑤	印鑑
⑥	手数料(750円分の岡山県証紙)

2 軽油引取税免税証交付申請手続き(有効期間は1年以内)

①	免税証交付申請書(第16号の21様式)
②	交付を受けた「免税軽油使用者証」

免税軽油使用者証・免税証の返納手続き

①	免税軽油使用者証・免税証返納書(様式第82号)
②	交付を受けた「免税軽油使用者証」・「軽油引取税免税証」

※免税軽油を必要としなくなったときや、「免税軽油使用者証」・「軽油引取税免税証」の有効期間が満了したときは、速やかに返納する必要があります。

免税軽油使用実績報告書

①	免税軽油の引取り等に係る報告書(第16号の30様式)
②	免税軽油受払簿(様式第42号) (販売店の領収書、納品書等を必ず持参してください。)

※毎月末日までに前月分の免税軽油の使用実績を報告する必要があります。

ただし、交付を受けた数量が24キロℓ(月間2キロℓ)未満の場合等は、次回の免税証の交付日が報告書の提出期限となります。